

平成26年度 第2回 横浜美術館指定管理者選定評価委員会 会議録

1 日 時 平成26年8月18日（月） 13時～15時

2 場 所 横浜美術館円形フォーラム

3 出席者 酒井忠康委員、西田由紀子委員、丸山宏委員長、村井良子委員、吉本光宏委員

4 欠席者 なし

5 傍聴者 なし

6 議事内容

議題	1 第2期指定管理者平成25年度業務評価について
委員 意見 等	<p>1 開会</p> <p>(1) 定足数の確認 委員数5名のうち5名の出席により定数を充足しており、会議の成立を確認した。</p> <p>(2) 本委員会の公開・非公開について 〈審議結果〉 横浜市の保有する情報の公開に関する条例 第31条及び横浜美術館指定管理者選定評価委員会運営要綱第9条に基づき、公開とした。</p> <p>2 評価の審議 〈審議結果〉</p> <p>(1) 「経営」については、各委員の評価は5名がBであり、委員会としての外部評価はBとした。 展覧会をはじめとする美術館の全般的な経営内容は良好であると評価された。横浜市の都市戦略との連携について、さらに期待する意見が出された。</p> <p>(2) 「事業①」については、各委員の評価は4名がB、1名がAであり、委員会としての外部評価はBとした。 企画展等の取組については、事業の質の高さや積極的な事業展開等が高く評価された。若手アーティストの育成については、単年度の入場者数などの数値設定だけでなく、その社会的役割など、総合的な視点での目標設定の見直しも必要、などの意見が出された。</p> <p>(3) 「事業②」については、各委員の評価は3名がA、2名がBであり、委員会としての外部評価はAとした。 コレクション展について高く評価された。今後も美術品の収集保存を続けていくためには、収蔵スペースの不足等、ハード面の課題に対しても市と連携し取り組んでいく必要がある、などの意見が出された。</p> <p>(4) 「事業③」については、各委員の評価はそれぞれBであり、委員会としての外部評価はBとした。 「横浜美術館コレクションフレンズ」のような市民個人から個々の事業への支援だけでなく、今後は美術館運営全体についての支援など、枠組みを広げていく必要がある、などの意見が出された。</p> <p>(5) 「施設の運営事業①」については、各委員の評価は4名がB、1名がAであり、委員会としての外部評価はBとした。</p>

来館者サービスを向上させるために、新規のカウンター設置を始めとする積極的な試みが評価された。

- (6) 「施設の運営事業②」については、各委員の評価はそれぞれBであり、委員会としての外部評価はBとした。

専門性を高めていくうえで、スタッフの人材育成や組織強化の課題を考える必要があること、ファンドレイジングの取組に努力の余地がある、などの意見が出された。

- (7) 「その他の業務」については、各委員の評価はそれぞれBであり、委員会としての外部評価はBとした。

政策協働型の指定管理者制度の運用について、目標設定や評価のあり方など、より実質的な部分で政策協働の進め方を考えていく必要がある、などの意見が出された。

- (8) 「収支計画」については、各委員の評価は4名がA、1名がBであり、委員会としての外部評価はAとした。

単年度の収支としては良好な結果が評価された一方で、単年度の収支だけで評価するのは、美術館としての事業の性質を考慮すると、仕組みとしての課題もある、などの意見が出された。

- (9) 「留意事項」については、各委員の評価はそれぞれBであり、委員会としての外部評価はBとした。

着実に業務を進めている点が評価された。

以上をうけて、基本方針については各委員の評価は4名がB、1名がAであり、委員会としての外部評価はBとした。

展示会の質が高く、経営努力も行っており、ハード・ソフトの両面からの改善も試みるなど、一般的な運営状況が高く評価された。評価基準に照らし委員会としてはB評価とするものの、非常に高く評価できる業務内容である、との総括がなされた。

平成 26 年 8 月 1 8 日

横浜美術館指定管理者選定評価委員会
(平成 25 年度業務評価 第 2 回)

次 第

1 開会

「横浜美術館指定管理者選定評価委員会運営要綱」の説明

ア 定足数の確認について

イ 委員会の公開・非公開について

2 質疑

3 評価の審議

【裏面へ続く】

○横浜市の保有する情報の公開に関する条例（抜粋）

（会議の公開）

第 31 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 14 条の規定に基づき設置する審議会等の附属機関（以下「附属機関」という。）の会議は、公開する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 1) 他の法令等に特別の定めがある場合
- 2) 非開示情報に該当する事項を審議する場合
- 3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、附属機関の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

（平 23 条例 50・一部改正）